

ご注意いただきたい事項

- この保険は、申込日からその日を含めて8日以内(消印有効)であれば、T&Dフィナンシャル生命への書面での郵送によるお申出によりクーリング・オフ(お申込の撤回またはご契約の解除)をすることができます。
- ご契約にあたっては、被保険者の現在の職業等について告知いただきます。T&Dフィナンシャル生命は告知いただいた内容に基づいてご契約をお引受けするかどうかを決定します。なお、ご契約時に告知いただいた内容が事実と異なっていた場合には、告知義務違反としてご契約を解除させていただくことがあります。
- この保険は、契約者貸付のお取扱はできません。 ●この保険は、配当の分配のない仕組みの保険です。

ご契約の際には「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください

■「ご契約のしおり・約款」はご契約についての大切な事項、必要な知識等についてご説明しています。必ずご一読のうえ、大切に保存してください。

<「ご契約のしおり・約款」の記載事項の例>

- クーリング・オフ制度(お申込の撤回・ご契約の解除)について
 - 告知義務について
 - 責任開始期と契約日について
 - 保険金を支払わない場合について
 - 諸費用について
 - 解約と減額について
- くわしくは、この保険の販売資格をもつ募集人にご相談ください。

保険販売資格をもつ募集人について

■三菱UFJ銀行の担当者(保険販売資格をもつ募集人)は、お客さまとT&Dフィナンシャル生命との保険契約締結の媒介を行なう者であり、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込に対してT&Dフィナンシャル生命が承諾したときに有効に成立します。

この商品に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です

- (一社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております(ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>)。
- 生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

T&Dフィナンシャル生命は生命保険契約者保護機構に加入しております

- 生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、保険金額等が削減されることがあります。
- T&Dフィナンシャル生命は、生命保険契約者保護機構に加入しております。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により保険契約者保護の措置が図られることがあります。ただし、この場合においても保険金額等が削減されることがあります。詳細につきましては、生命保険契約者保護機構までお問合せください。

お問合せ先

生命保険契約者保護機構: TEL 03-3286-2820

[月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)]午前9時～正午、午後1時～午後5時

ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp/>

募集代理店(三菱UFJ銀行)からのご説明事項

- 「みんなにやさしい終身保険」にご契約いただくか否かが、三菱UFJ銀行におけるお客さまの他のお取引に影響を及ぼすことは一切ありません。
- 「みんなにやさしい終身保険」はT&Dフィナンシャル生命を引受保険会社とする生命保険です。このため預金とは異なり、元本保証はありません。また、預金保険制度の対象ではありません。
- 三菱UFJ銀行は、「みんなにやさしい終身保険」の引受保険会社であるT&Dフィナンシャル生命の支払能力を保証するものではありません。
- 法令により、銀行が保険募集を行う際には、「構成員契約規制」の対象となるお客さまへの募集について規制があります。三菱UFJ銀行では、法令を遵守し公正な保険募集を行うために、お客さまのお勤め先等について、あらかじめお客さまからお伺いし、万一「規制に該当しないこと」が確認できない場合には、保険募集をしませんのでご了承ください。

(お問合せ、ご照会)

[募集代理店]

 **MUFG 株式会社 三菱UFJ銀行**

三菱UFJ銀行コールセンター【保険】

0120-860-777

月～金曜日 9:00～17:00(祝日・12/31～1/3 等を除く)

<https://www.bk.mufig.jp>

(ご契約後のご照会)

[引受保険会社]

T&Dフィナンシャル生命保険株式会社

〒105-0023 東京都港区芝浦1-1-1

[お客様サービスセンター] ☎0120-302-572

受付時間 9:00～17:00(土・日・祝日等を除く)

[ホームページ] <https://www.tdf-life.co.jp>



見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

みんなに

やさしい終身保険

無配当終身保険(死亡保険金額増加・I型)



契約締結前交付書面 (契約概要 / 注意喚起情報) 兼 商品パンフレット

「契約締結前交付書面」は、ご契約のお申込に際しての重要な事項を「契約概要」「注意喚起情報」に分類のうえ記載しています。

ご契約前に十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。



この商品は、T&Dフィナンシャル生命を引受保険会社とする生命保険です。預金とは異なり、また、元本割れすることがあります。

為替レートの変動等により、損失が生じることがあります。

[募集代理店]

 **MUFG 三菱UFJ銀行**

この保険の引受保険会社はT&Dフィナンシャル生命保険株式会社です。株式会社三菱UFJ銀行はT&Dフィナンシャル生命保険株式会社の募集代理店です。

[引受保険会社]

 **T&Dフィナンシャル生命**

「大切な家族に資産をのこしたい！」

生命保険なら、そんな想いをかたちにして、大切な方へお届けすることができます。

あなたが築いた大切な財産、万一のことがあった場合には…

金融資産だと
遺言による指定がない場合、相続人共有の財産となり、**遺産分割協議**が必要となります。

年度	件数
H12年度	8,889件
H29年度	12,166件

増加しているんだね

出所：最高裁判所「司法統計年報」よりT&Dフィナンシャル生命作成

生命保険を活用すると
受取人 固有の財産として、あなたが決めた受取人へ宛名をつけてのこすことができます。

死亡保険金は、必要書類が揃えば、速やかに指定された受取人に現金で支払われます。

※保険金請求権は、判例上保険金受取人の固有の権利とされていますが、相続人受取人固有の権利とみなされない可能性があります。

受取人による死亡保険金の請求 手続き → 現金のお受取

生命保険を活用すると
死亡保険金は、**[500万円×法定相続人の数]**までが、非課税扱*となります。

例) 法定相続人が3人の場合
500万円×3人=1,500万円が非課税扱

*契約者と被保険者が同一で、死亡保険金受取人が相続人の場合に限り。保険金を受け取らない人、相続放棄した人も法定相続人の数に含まれます。

税制については、2019年4月現在の内容について記載しており、今後変更される可能性があります。個別の税務など詳細についてはお近くの税務署にご確認ください。

お客さまの想いが伝わるのこし方を



健康面に自信がないけど加入できる保険はないかな…



円は低金利だから、なかなか増えないわね。でも外貨で運用するのは為替の影響が心配で…

みんなにやさしい終身保険がお手伝いします。

健康状態の告知なしで95歳までお申込みいただけます
※円貨コースは80歳までお申込みいただけます。

円貨コースと通貨分散コースがご選択いただけます

死亡保険金額の増加が期待できます
※通貨分散コースは為替レートの変動により、死亡保険金額が増減します。

[くわしくはこちら](#)

※この商品パンフレットでは「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）」「ご契約のしおり・約款」に記載されております。「連動通貨」を「組入通貨」、「連動通貨割合」を「通貨組入割合」として、また連動通貨組入特則を適用する場合を「通貨分散コース」、適用しない場合を「円貨コース」として記載しております。

円貨コース

契約年齢 50歳～80歳



その1 健康状態の告知なしで80歳までお申込みいただけます

職業について告知いただきます
医師の診査や診断書のご提出等は必要ありません

※「入院中（一時退院中を含む）のお客さま」、「介護老人保健施設・介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）・介護療養型医療施設・介護医療院に入所中（外泊を含む）または入所予定のお客さま」はご契約いただけません。
※職業によっては、ご契約いただけない場合があります。

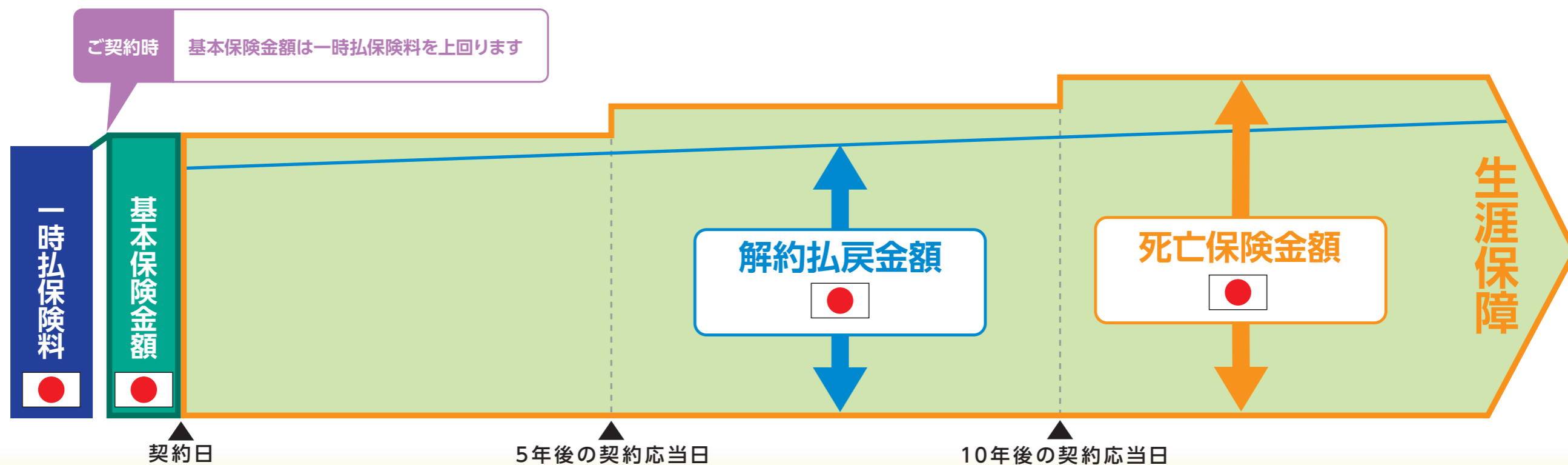
その2 ご契約時に死亡保険金額・解約払戻金額が確定します

- ◇死亡保険金額はご契約時に一時払保険料を上回り、契約日から5年後・10年後にさらに増加します
- ◇解約払戻金額は契約日から経過期間に応じて着実に増加します

その3 高額のご契約は保障がさらに充実します

高額割引制度の適用により、基本保険金額が2,000万円以上のご契約は保険料が割安となり、死亡保険金額・解約払戻金額を充実させることができます

しくみ図(イメージ) しくみ図(イメージ)は、減額等があった場合を想定しておらず、将来の死亡保険金額等を保証するものではありません。



予定利率について

●予定利率は保険金額等を計算する際に基準となる利率のことをいいます。払込保険料が予定利率でそのまま複利運用されるものではありません。



ご契約から一定期間の解約払戻金額は、一時払保険料を下回ります。

通貨分散コース

契約年齢 50歳～95歳



みんなに

やさしい終身保険



① 健康状態の告知なしで95歳までお申込みいただけます

職業について告知いただきます
医師の診査や診断書のご提出等は必要ありません

※「入院中（一時退院中を含む）のお客さま」、「介護老人保健施設・介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）・介護療養型医療施設・介護医療院に入所中（外泊を含む）または入所予定のお客さま」はご契約いただけません。
※職業によっては、ご契約いただけない場合があります。

② 円貨に外貨を組み合わせ運用を行いません

◇組入通貨は『米ドル・豪ドル』、通貨組入割合は『25%・50%』からご選択いただけます
◇全額を外貨で運用する場合に比べて為替変動の影響を抑え、全額を円貨で運用する場合に比べて死亡保険金額・解約払戻金額をふやす期待が持てます
※為替変動の影響について、くわしくはP7をご覧ください。

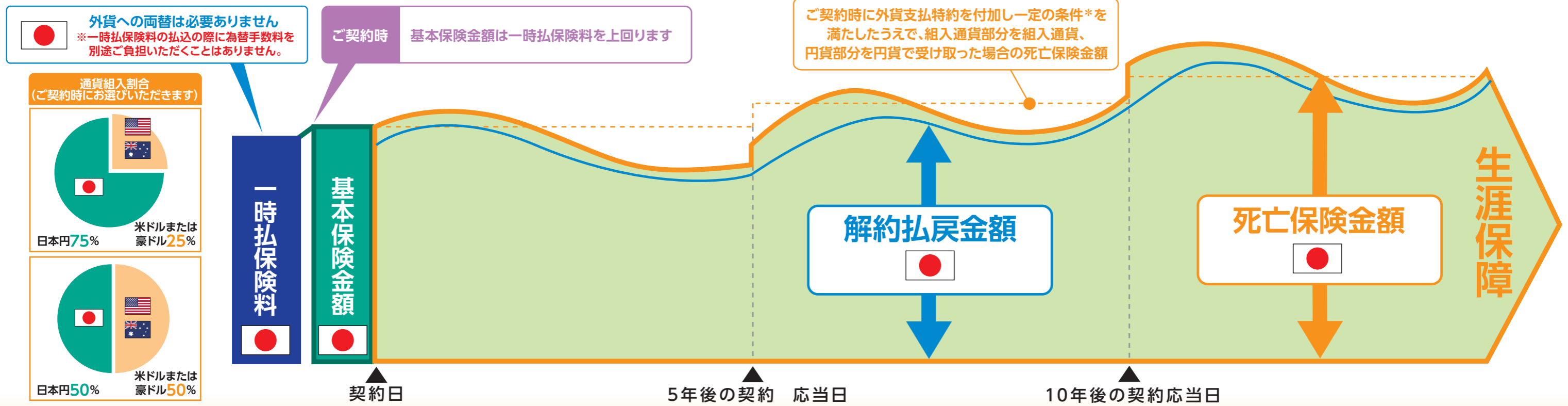
③ 死亡保険金額・解約払戻金額の増加が期待できます

◇死亡保険金額はご契約時に一時払保険料を上回り、契約日から5年後・10年後に増加する金額に対し、為替の変動を反映させた金額となります
◇解約払戻金額は契約日からの経過期間に応じて所定の率で増加する金額に対し、為替の変動を反映させた金額となります
◇高額割引制度の適用により、死亡保険金額・解約払戻金額を充実させることができます ※くわしくは、P4をご覧ください。



通貨分散コースは、一時払保険料の払込、死亡保険金額等の支払を日本円で行ないますが、通貨組入割合に応じて組入通貨の為替変動の影響を受ける仕組みの終身保険です。

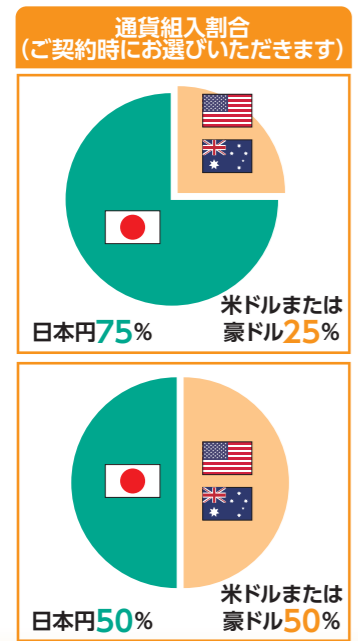
しくみ図(イメージ) しくみ図(イメージ)は、減額等があった場合を想定しておらず、将来の死亡保険金額等を保証するものではありません。



外貨への両替は必要ありません
※一時払保険料の払込の際に為替手数料を別途ご負担いただくことはありません。

ご契約時 基本保険金額は一時払保険料を上回ります

ご契約時に外貨支払特約を付加し一定の条件*を満たしたうえで、組入通貨部分を組入通貨、円貨部分を円貨で受け取った場合の死亡保険金額



為替変動について
●通貨分散コースを選択した場合、契約日と死亡保険金額等の算出日の為替レートを比較して死亡保険金額等が計算されます。
●死亡保険金額等を計算する際に為替レートの変動を反映させるための率を為替変動率といいます。
●契約日の為替レートは保険証券に記載されます。
為替変動率について、くわしくは、P15「契約概要 4 主な特別・特約について」をご覧ください。

*ご契約時に外貨支払特約を付加し「ご契約時に選択した組入通貨」「外貨支払特約で選択した通貨」「死亡保険金の支払通貨」が同一通貨の場合の推移を記載しています。
※外貨支払特約について、くわしくはP8「おおよび」「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

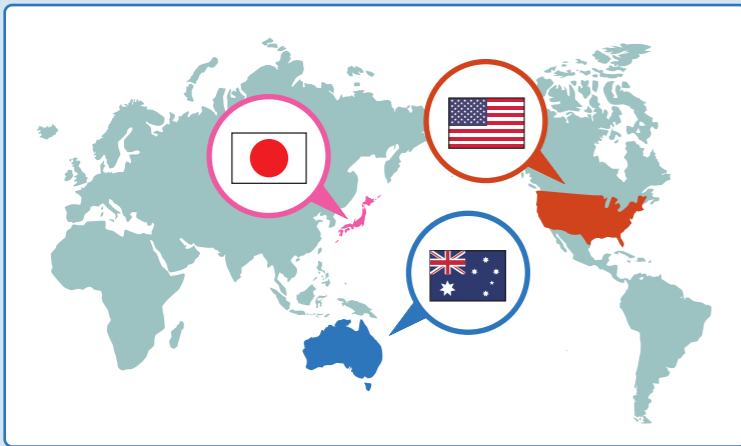
予定利率について
●予定利率は保険金額等を計算する際に基準となる利率のことをいいます。
払込保険料が予定利率でそのまま複利運用されるものではありません。



死亡保険金額、解約払戻金額は、対象となる為替レートの変動により、一時払保険料を下回る可能性があります。

通貨分散の効果について

- 円貨と外貨に通貨分散することで、為替変動の影響を軽減しつつ、円貨に比べて高い金利を活用することができます。

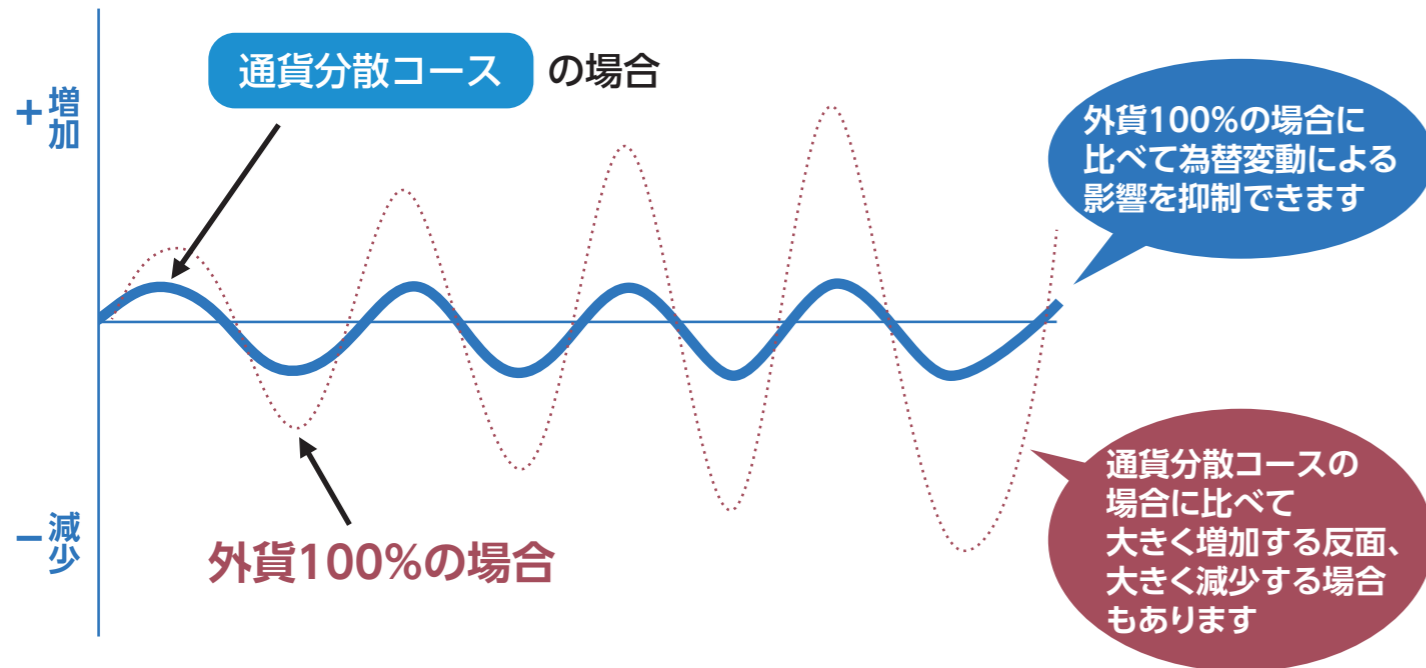


1つの国に投資するよりも分散投資することで、固有の国・地域の経済状況により受ける**為替変動の影響を軽減する効果**があります。

それなら安心だね!



為替変動による価格変動のイメージ



※イメージ図はこの保険をご理解いただくための為替変動についてのイメージであり、実際の商品内容とは異なります。

外貨で受け取ることもできます

外貨支払特約



- 通貨分散コースを選択し、ご契約時に外貨支払特約を付加することにより、死亡保険金額や解約払戻金額のうち「通貨組入割合」に応じた金額をT&Dフィナンシャル生命所定の為替レート (TTM) で外貨に換算し、お受け取りいただくことができます。換算する外貨は上記のいずれか1つよりお選びいただけます。



ご契約後、お受取のご請求時には、死亡保険金額や解約払戻金額のうち「通貨組入割合」に応じた金額だけでなく、死亡保険金額や解約払戻金額の全部を外貨に換算しお受け取りいただくこともできます。

- 死亡保険金額や解約払戻金額を外貨でお受け取りいただく場合、為替手数料はかかりません (送金手数料、口座引出手数料等の費用については別途必要となる場合があります)。

※死亡保険金受取人は死亡保険金を外貨または円貨でお受け取りいただくことができます。
 そのため、死亡保険金の請求手続きの際には、お受け取りいただく通貨をご確認のうえご請求ください。
 ※外貨支払特約と年金支払移行特約 (I型) または新遺族年金支払特約は重複して付加することはできません。
 ※介護年金支払に移行された場合、主契約の全部を生存給付金支払に移行された場合、外貨支払特約は消滅します。



下記の条件をみたした場合、死亡保険金額のうち「通貨組入割合」に応じた金額を外貨に換算した金額*1は一時払保険料のうち「通貨組入割合」に応じた金額を外貨に換算した金額*2以上の金額となります。

- ① 死亡保険金のお支払事由発生前までに、ご契約者からの申出により、外貨支払特約を付加すること
- ② 「ご契約時に選択した組入通貨」「外貨支払特約で選択した通貨」「通貨組入割合」に応じた死亡保険金の支払通貨が同一通貨であること

*1 死亡保険金額のうち「通貨組入割合」に応じた金額を被保険者死亡日の為替レートで支払通貨に換算した金額
 *2 一時払保険料のうち「通貨組入割合」に応じた金額を契約日の為替レートで組入通貨に換算した金額



- 外貨支払特約を付加した場合、外貨で受け取った死亡保険金額や解約払戻金額を円貨に換算した金額と円貨で受け取った死亡保険金額や解約払戻金額の合計額は、為替レートの変動により、**一時払保険料を下回る可能性があります。**
- 外貨支払特約を付加した場合、死亡保険金額や解約払戻金額を支払通貨に換算した金額は、**ご契約時の為替レートにより支払通貨に換算した一時払保険料、死亡保険金額、解約払戻金額を下回る可能性があります。**

介護年金を受け取ることもできます

介護年金支払移行特約

- 介護年金支払移行特約を付加することにより、特約を付加した日から1年後の契約応当日以後、被保険者が公的介護保険制度の「要介護1」以上に認定された際に、解約払戻金を原資として死亡保障に代えて介護年金を生涯にわたって受け取ることもできます。
- 死亡一時金保証期間中に被保険者がお亡くなりになった場合でも、年金原資からすでにお支払事由が生じた介護年金の合計額を差し引いた金額を死亡一時金として受け取れます。そのためお支払事由が生じた介護年金の合計額と死亡一時金の合計額は、**年金原資 (解約払戻金) を下回ることはありません。**
- 死亡一時金保証期間中に限り、年金原資からすでにお支払事由が生じた介護年金の合計額を差し引いた金額を**一括で受け取ることもできます。**

※介護年金の一括受取をされた場合、ご契約は消滅します。

要介護認定の目安

要介護 1

- 食事や排泄など、時々介助が必要。
- 立ち上がりや歩行などに不安定さがみられることが多い。

出所：公益財団法人 生命保険文化センター
 「定年 GO! (2016年7月改訂)」より
 T&D フィナンシャル生命作成

介護年金支払移行特約のしくみ図 (イメージ)



指定代理請求特約

- 指定代理請求特約を付加することにより、介護年金の受取人である被保険者が介護年金を請求できない「特別な事情」があるとT&Dフィナンシャル生命が認めた場合、指定代理請求人が介護年金または介護年金の一括受取を請求し、指定代理請求人の口座に振り込む*こともできます。

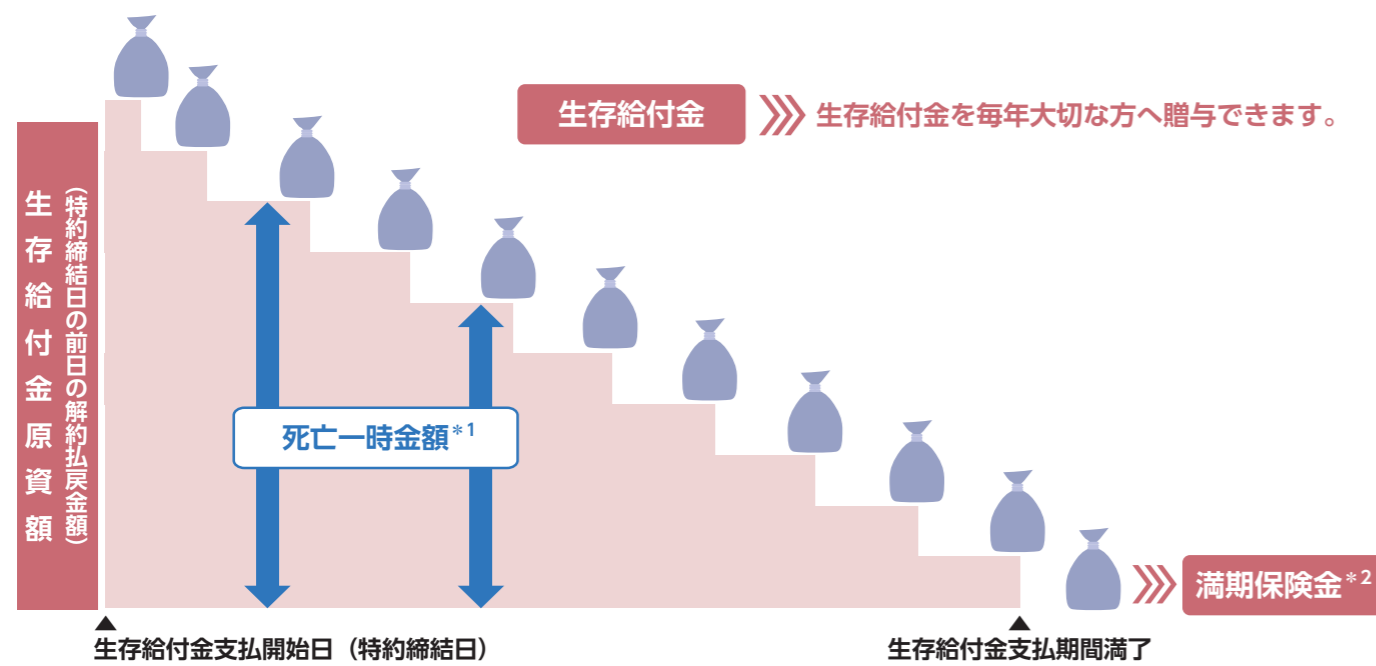
*指定代理請求人の口座振込には、指定代理請求人の住民票等の公的書面の提出が必要です。

※外貨支払特約、介護年金支払移行特約、指定代理請求特約について、**くわしくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。**

大切な方へ贈与することができます

生存給付金支払移行特約

生存給付金支払移行特約を付加した場合のイメージ図



※このイメージ図は、解約払戻金の全部を原資として生存給付金受取に移行した場合について表示しております。
 *1 生存給付金支払期間中に被保険者がお亡くなりになられた場合は、主契約の死亡保険金受取人に死亡一時金をお支払いします。
 *2 被保険者が最後の生存給付金支払日に生存している場合、満期保険金をお支払いします。

ご契約日の翌日から、いつでも大切な方にご指定の金額を贈与できます

- ◆ 契約者からのお申し出により、解約払戻金の全部または一部を原資として生存給付金受取に移行し、大切な方に贈与することができます。
- ◆ 生存給付金額は契約者にご指定いただき、被保険者をご生存の場合、生存給付金支払期間満了までお受取りいただけます。
 ※一部移行する場合、生存給付金受取に移行できる回数は1回となります。移行後の基本保険金額が100万円未満となる場合はお取扱いできません。
 ※一部を移行した後に主契約を解約された場合、この特約は消滅し、未支払の生存給付金額および満期保険金の現価に相当する金額の全部を一括して保険契約者にお支払いします。
- ◆ 被保険者が最後の生存給付金支払日に生存している場合、満期保険金をお支払いします。
- ◆ 生存給付金受取人は契約者・配偶者または3親等内の親族の範囲で一人または複数人を指定いただけます(ただし、契約者と被保険者が異なる場合は、契約者または被保険者)。

生存給付金受取に移行した後も、契約者のお申し出により以下の変更が可能です

- ◆ 生存給付金受取人の変更
- ◆ 生存給付金額・生存給付金支払期間の変更
- ◆ 一括受取への変更



生存給付金原資額は一時払保険料を下回る場合があります。
 なお、適用される利率は契約時の予定利率ではなく、特約締結時の予定利率となります。

生存給付金のお受取手続き

◆1回目のお手続き

- ① 生存給付金受取への移行をご希望される場合は「生存給付金支払移行特約付加請求書」を必要書類とともにご提出ください。
- ② 生存給付金受取人にご記入いただきましたご指定口座へ送金させていただきます。

◆2回目以降のお手続き

- ① 毎年の生存給付金支払日の3ヵ月前に、契約者に対して事前案内を送付します。生存給付金受取人や生存給付金額に変更がある場合には、所定の書類にて請求ください。
- ② 契約者と生存給付金受取人が異なる場合(生前贈与の場合)、毎年の生存給付金支払日の2ヵ月前に生存給付金受取人に対して請求書類を送付しますので、必要書類とともにご提出ください。契約者と生存給付金受取人が同一の場合、2回目以降の生存給付金のお受取手続きは不要*です。

* ご契約の状況によってはお手続きが必要となる場合があります。
 ※ 上記のお受取手続きについて、将来変更となる場合があります。



お受取手続きに関するご不明点は、つぎのお問合せ先までご連絡ください。

T&D フィナンシャル生命
 お客様サービスセンター



0120-302-572

受付時間 9:00~17:00
 (土・日・祝日等を除く)

贈与契約書の作成は不要です

- ◆ 生存給付金受取人(受贈者)にT&Dフィナンシャル生命が生存給付金を直接お支払いしますので、贈与契約書作成の手間を省くことができます。

生存給付金
 支払移行特約を
 活用した場合の
 対応

贈与契約書の作成は**不要**です。

(T&Dフィナンシャル生命が発行するお支払通知を、契約者から生存給付金受取人(贈与者から受贈者)への生存給付金お支払の記録として利用いただけます。)



生存給付金受取人(受贈者)の預金口座へ、T&Dフィナンシャル生命が振込を行ないます。

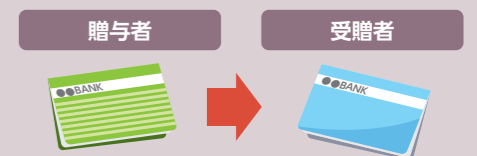


一般的な
 暦年贈与を
 行なう場合の
 対応

贈与取引の記録を残すため、贈与のつど贈与契約書の作成が**必要**です。



贈与者の預金口座から受贈者の預金口座へ、振込を行ないます。



生存給付金支払移行特約は以下の理由から定期贈与*に該当しません。

- 生存給付金のお受取が確定していないため。
- 契約者が生存給付金受取人を変更できるため。

*例えば「1,000万円を10年間にわたって毎年100万円ずつ贈与する」という約束の下に行なわれる贈与のこと。
 原則、各年の贈与財産の合計額が110万円以下の場合には贈与税は課税されませんが、この場合1,000万円の総額に対して贈与税が課税され、税額が高額となります。



上記に記載の税制については、2019年4月現在の内容について記載しておりますが、今後変更される可能性があります。個別の税務等詳細についてはお近くの税務署にご確認ください。



T&Dフィナンシャル生命 の充実したアフターフォロー お電話やインターネットでできるご請求・お手続きについて

●お電話やインターネットにより、つぎのサービスを提供しています。

情報提供	契約内容照会	電話サービス	インターネットサービス	24h	…24時間365日ご利用いただけます。 ※システムメンテナンスのためサービスを停止する場合があります。
電話・インターネットで完結するお手続き	住所変更	電話	インターネット		ご契約内容・保障内容 (定期的に郵送でもお知らせします。)
	生命保険料控除証明書の再発行	電話	インターネット		保険契約者の届出住所の変更 (書類の郵送でもお取り扱いしております。)
	ログインパスワード変更/ Eメールアドレス変更	電話	インターネット	24h	生命保険料控除証明書の再発行 (10月～3月の受付となります。)
書類が必要なお手続き	解約	電話	インターネット		「インターネットサービス」の ログインパスワードとEメールアドレスの変更
	死亡保険金 (各種給付金) 請求	電話	インターネット		ご契約の解約
	名義変更/改姓	電話	インターネット		被保険者死亡時の保険金 (給付金) 請求 各種給付金の請求
	保険証券再発行	電話	インターネット		保険契約者・各種受取人などの変更、改姓
	契約内容の変更	電話	インターネット		紛失などの際の保険証券再発行
	ID番号、 ログインパスワードの照会	電話	インターネット	24h	基本保険金額の減額、 年金支払期間・年金の種類の変更など
	手続用パスワード変更/ 適用契約の変更	電話	インターネット	24h	ID番号、ログインパスワードを お忘れになった場合のご照会

健康相談・健康サポート	M3 Patient Support Program™	ご照会	ご利用申込*	*T&Dクラブオフについては、T&Dクラブオフアライアンス事務局で承ります。
権利や財産を守るためのご相談先紹介サービス	成年後見センター・リーガルサポート	電話	インターネット	スマートフォンやパソコンから 24 時間 365 日、 医師に相談できるサービス等を提供します。
当社からのご案内を確実に お受け取りいただくために	第二連絡先登録制度	電話	インターネット	成年後見制度をはじめとした、判断力が不十分な方の 権利や財産を守るためのご相談先を紹介する サービスをご用意しております。
健康増進・オフタイム充実コンテンツ	T&D クラブオフ	電話	インターネット	当社からのご案内を確実に お受け取りいただくために 「第二連絡先」を登録いただける制度です。

※サービスメニューによりご利用可能時間が異なります。また、保険種類、契約内容によりご提供できるサービス内容が異なります。
くわしくは当社ホームページ (<https://www.tdf-life.co.jp>) をご覧ください。



健康相談・健康サポート

M3 Patient Support Program™

- 当社保険商品にご加入いただいた会員様限定サービスです。
- 皆様の健康相談・健康サポートにお役立ていただけるサービスをご用意しております。
- ※「M3 Patient Support Program™」は、国内 27 万人以上の医師が登録する Web サイトを運営するエムスリー株式会社が提供するサービスです。



判断力が不十分な方の権利や財産を守るためのご相談先紹介サービス

成年後見センター・リーガルサポート

- 当社保険商品にご加入いただいた会員様限定サービスです。
- 成年後見制度をはじめとした、判断力が不十分な方の権利や財産を守るためのご相談先を紹介するサービスをご用意しております。



当社からのご案内を確実に お受け取りいただくために

第二連絡先登録制度

- 「第二連絡先登録制度」とは、当社からお送りする各種お手続きのご案内が届かなかった場合や災害時などでご契約者さまとの連絡が困難になった場合、当社より第二連絡先にご登録いただいたご家族あてに連絡させていただくことで、ご契約者さまにすみやかなご連絡ができるようにするための制度です。



健康増進・オフタイム充実コンテンツ

T&D クラブオフ

- 当社保険商品にご加入いただいた会員様限定サービスです。
- 皆様の健康増進・オフタイムの充実にお役立ていただける下記サービスをご用意しております。

入会金・年会費 無料!	育児 育児相談ダイヤル (無料) など	介護 介護相談ダイヤル (無料) など	健康 人間ドックの割引 提供 など	暮らし全般 法律・税務の相談 ダイヤル(無料) など	レジャー 国内外宿泊施設の 割引提供 など
-----------------------	----------------------------------	----------------------------------	--------------------------------	---	------------------------------------

T&D クラブオフについて、くわしくは「[ご契約のしおり・約款](#)」をご覧ください。
※これらのサービスは、2019年4月現在のものであり、将来変更される場合があります。

契約締結前交付書面 (契約概要)

契約締結前交付書面(契約概要)

- この「契約概要」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。
- 記載のお支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表例を示しています。お支払事由の詳細や制限事項等についての詳細ならびに主な保険用語の説明等については「[ご契約のしおり・約款](#)」に記載しておりますのでご確認ください。

1 引受保険会社の商号と住所等について

- 商号 …… T&Dフィナンシャル生命保険株式会社
- 住所 …… 〒105-0023 東京都港区芝浦1-1-1
- お問い合わせ先 …… T&Dフィナンシャル生命 お客様サービスセンター
☎ **0120-302-572**
ホームページ <https://www.tdf-life.co.jp>

2 この商品の仕組みについて

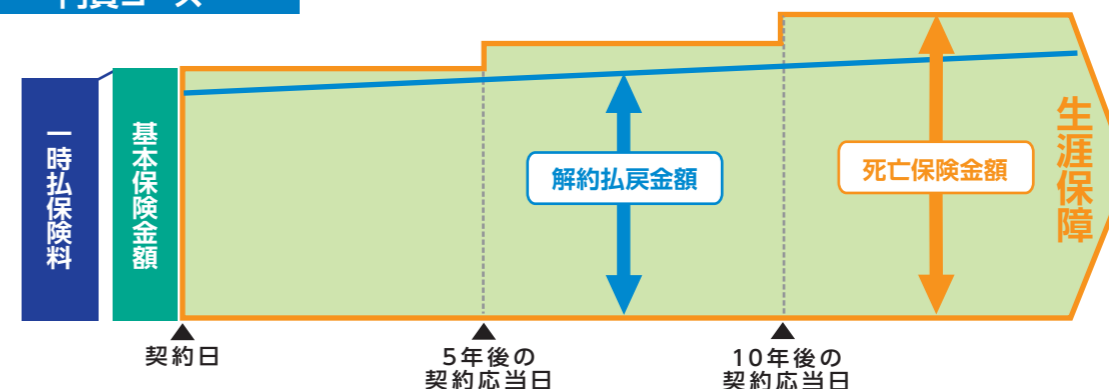
- 「みんなにやさしい終身保険」は被保険者がお亡くなりになられた場合に死亡保険金をお支払いする終身保険(生命保険)です。
- 死亡保険金のお支払金額について、くわしくは [P.15「契約概要 3 保障内容について」](#)をご覧ください。

予定利率について

- 予定利率は毎月2回(1日と16日)設定され、お申込から契約日の間に予定利率が変更となった場合、変更後の予定利率が適用されます。
- 予定利率は保険金額等を計算する際に基準となる利率のことをいいます。払込保険料が予定利率でそのまま複利運用されるものではありません。

しくみ図(イメージ) ～円貨コース～

しくみ図(イメージ)は、減額等があった場合を想定しておらず、将来の死亡保険金額等を保証するものではありません。



●ご契約から一定期間の解約払戻金額は、**一時払保険料を下回ります。**

3 保障内容について

名称	お支払事由	お支払金額
死亡保険金	被保険者が死亡されたとき	基本保険金額にT&Dフィナンシャル生命の定める率を乗じた金額

- 死亡保険金をお支払いした場合、ご契約は消滅します。
- 契約日から2年以内に被保険者が自殺した場合、契約者が故意に被保険者を死亡させた場合、告知義務違反の場合等は、死亡保険金のお支払ができない場合があります。**くわしくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。**

4 主な特則・特約について

名称	概要
連動通貨組入特則	<p>ご契約時にこの特則を適用する場合、連動通貨を豪ドルまたは米ドルより選択し、連動通貨割合を25%または50%より選択いただけます。</p> <p>● 連動通貨組入特則を適用した場合、死亡保険金額、解約払戻金額の取扱が変更されます。くわしくは、下記「連動通貨組入特則を適用した場合に変更される主なお取扱について」をご覧ください。</p>

連動通貨組入特則を適用した場合に変更される主なお取扱について

	連動通貨組入特則の適用あり	連動通貨組入特則の適用なし
死亡保険金のお支払金額	基本保険金額にこの特則を適用した場合のT&Dフィナンシャル生命の定める率と保険金額等算出係数を乗じた金額	基本保険金額にT&Dフィナンシャル生命の定める率を乗じた金額
解約払戻金のお支払金額	この特則を適用した場合のT&Dフィナンシャル生命の定める方法に基づいて、経過した年月数により計算された金額に保険金額等算出係数を乗じた金額	T&Dフィナンシャル生命の定める方法に基づいて、経過した年月数により計算された金額

保険金額等算出係数について

- 保険金額等算出係数は、つぎのように計算されます。

$$\text{円貨割合} + \text{連動通貨割合} \times \text{為替変動率}$$

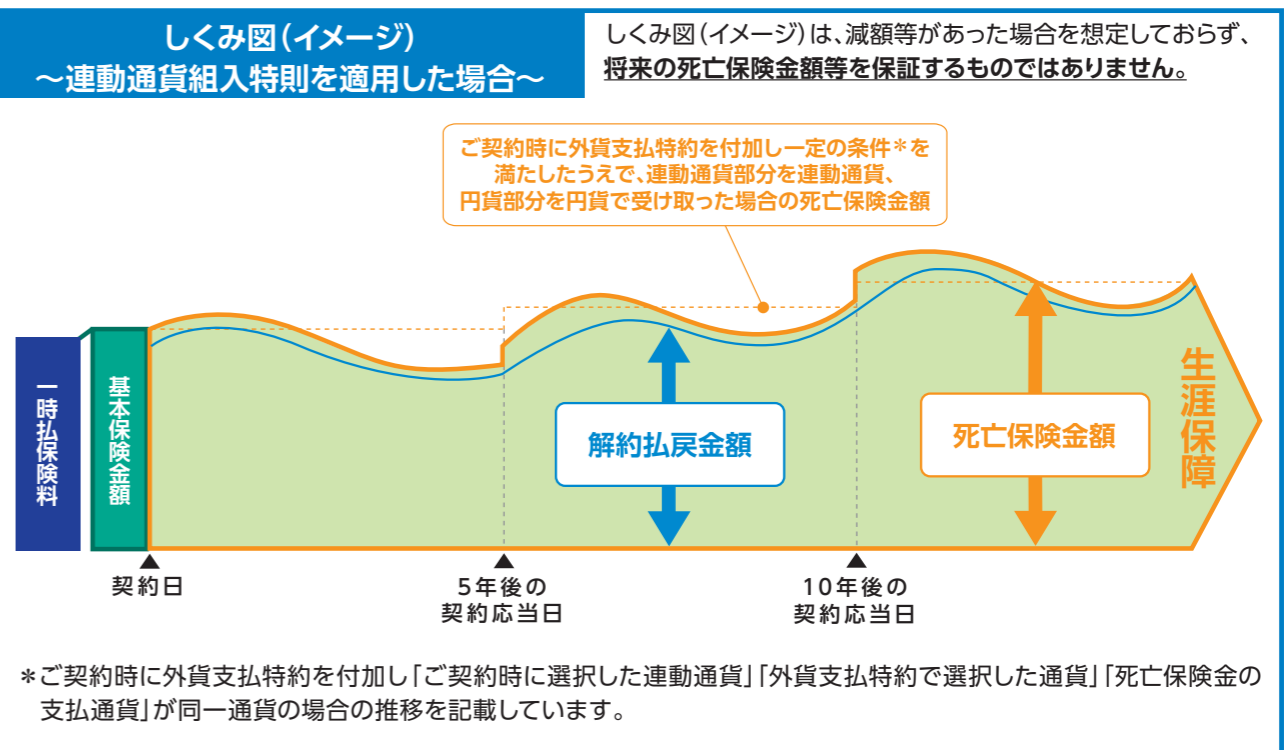
為替変動率について

- 為替変動率は、つぎのように計算されます。

$$\frac{\text{連動日*の対象となる為替レート}}{\text{契約日の対象となる為替レート}} \times 100$$

*連動日は、死亡保険金額の計算では被保険者の死亡日、解約払戻金額の計算では解約日(減額日)となります。

- 対象となる為替レートはT&Dフィナンシャル生命所定の金融機関が公示する各通貨の対顧客電信仲値(TTM)となります。



- **連動通貨組入特則を適用した場合は、以下にご注意ください。**
- 死亡保険金額*、解約払戻金額*は、対象となる為替レートの変動により、**一時払保険料を下回る可能性があります。**

*外貨支払特約を付加した場合、外貨で受け取った金額を円貨に換算した金額と円貨で受け取った金額の合計額。

4 主な特則・特約について(つづき)

名称	概要
生存給付金 支払移行特約 (契約日の翌日 より付加可能)	<ul style="list-style-type: none"> ●この特約を付加することにより、解約払戻金の全部または一部を原資として将来の保険金等に代えて、生存給付金受取に移行することができます。 ●生存給付金額は、契約者にご指定いただきます。 ●生存給付金額は、10万円に満たない場合、もしくは生存給付金支払期間が2年に満たない場合、お取り扱いできません。 ●被保険者の年齢によっては、付加できない場合があります。 ●この特約のみの解約をすることができません。
外貨支払特約 (ご契約時または 中途付加可能)	<ul style="list-style-type: none"> ●この特約を付加することにより、死亡保険金や解約払戻金をT&Dフィナンシャル生命所定の通貨で受け取ることができます。 ●この特約は連動通貨組入特則を適用した場合に付加することができます。 ●この特約は介護年金支払に移行された場合、解約払戻金の全部を生存給付金支払に移行された場合に消滅します。 ●契約者は死亡保険金のお支払事由発生前に限り、この特約を解約することができます。
介護年金 支払移行特約*1 (ご契約時または 中途付加可能)	<ul style="list-style-type: none"> ●この特約を付加することにより、特約を付加した日から1年経過以後、被保険者が公的介護保険制度の「要介護1」以上に認定され、介護年金への移行を請求された場合、解約払戻金の全部*2を原資として将来の保険金等に代えて、介護年金を生涯にわたって受け取ることができます。 ●年金額が10万円に満たない場合、お取り扱いできません。 ●この特約の年金支払開始日前に限り、この特約を解約することができます。
指定代理請求特約 (ご契約時または 中途付加可能)	<ul style="list-style-type: none"> ●この特約を付加することにより、年金等の受取人である被保険者が年金等を請求できない特別な事情があるとT&Dフィナンシャル生命が認めた場合に、契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した指定代理請求人が年金等の受取人の代理人として、年金等を請求することができます。
新遺族年金支払特約 (中途付加可能)	<ul style="list-style-type: none"> ●この特約を付加することにより、死亡保険金の全部または一部を一時金に代えて確定年金で受け取ることができます。 ●年金額が10万円に満たない場合、お取り扱いできません。 ●契約者は死亡保険金のお支払事由発生前に限り、この特約を解約することができます。
年金支払移行特約 (I型) (契約日から1年を 経過している 場合に付加可能)	<ul style="list-style-type: none"> ●この特約を付加することにより、解約払戻金の全部*2を原資として将来の保険金等に代えて、年金受取に移行することができます。 ●年金額が10万円に満たない場合、お取り扱いできません。 ●この特約のみの解約をすることができません。

*1 死亡一時金保証期間中に被保険者が死亡した場合、年金原資額から支払事由が生じた介護年金の合計額を差し引いた金額に相当する金額を死亡一時金としてお支払いします。

*2 この保険の一部に対してこの特約を付加することはできません。

*外貨支払特約、年金支払移行特約(I型)、新遺族年金支払特約は重複して付加することはできません。

- 外貨支払特約を付加した場合、外貨で受け取った死亡保険金額や解約払戻金額を円貨に換算した金額と円貨で受け取った死亡保険金額や解約払戻金額の合計額は、為替レートの変動により、**一時払保険料を下回る可能性があります。**
- 外貨支払特約を付加した場合、死亡保険金額や解約払戻金額を支払通貨に換算した金額は、**ご契約時の為替レートにより支払通貨に換算した一時払保険料、死亡保険金額、解約払戻金額を下回る可能性があります。**

5 ご契約の引受条件について

契約年齢 (被保険者の契約日の満年齢)	連動通貨組入特則の適用なし	50歳～80歳
	連動通貨組入特則の適用あり	50歳～95歳
一時払保険料	50歳～69歳	300万円～4億円(1万円単位)*
	70歳～79歳	300万円～5億円(1万円単位)*
	80歳～95歳	300万円～6億円(1万円単位)*
保険料払込方法	一時払	
保険期間	終身	

*同一の被保険者について、この保険(既に入っているこの保険を含みます)の契約日から10年後の契約当日の死亡保険金額と、T&Dフィナンシャル生命所定の他の保険の死亡保険金額等を通算してT&Dフィナンシャル生命の定める金額を超えることはできません。

*この保険は金融情勢等によっては、一部または複数の契約年齢、特則において、お取扱を一時休止する場合があります。

- 一時払保険料や基本保険金額等、具体的なご契約の内容については、「契約申込書」に記入*していただきますので、お申込の際には、この「契約概要」と「契約申込書」「設計書」等にて、ご契約内容を必ずご確認ください。
- *電磁的方法による場合は申込画面への入力。

6 配当金について

■この保険は無配当保険ですので、配当金はありません。

7 解約払戻金について

- この保険は解約・減額をすることができます。
- 解約払戻金は、T&Dフィナンシャル生命の定める方法に基づいて、経過した年月数により計算されます。
- 解約払戻金額は、死亡保険金額を上限とします。
- 一部解約(基本保険金額の減額)の場合の解約払戻金額は、減額日の基本保険金額の減額部分に相当する金額となります。

- ご契約から一定期間の解約払戻金額は、**一時払保険料を下回ります。**
- 連動通貨組入特則を適用した場合は、以下にご注意ください。**
- 解約払戻金額*は、対象となる為替レートの変動により、**一時払保険料を下回る可能性があります。**

*外貨支払特約を付加した場合、外貨で受け取った解約払戻金額を円貨に換算した金額と円貨で受け取った解約払戻金額の合計額。

8 諸費用について

■ご契約の締結や維持・管理等に必要な費用は、お客さまにご負担いただきます。ご負担いただく諸費用について、くわしくはP.20「注意喚起情報」をご覧ください。

契約締結前交付書面(注意喚起情報)

- この「注意喚起情報」は、ご契約のお申込に際して特にご注意いただきたい事項を記載しております。ご契約前に十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。
- この「注意喚起情報」のほか、お支払事由および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項は、[「ご契約のしおり・約款」](#)に記載しておりますのでご確認ください。

契約締結前交付書面 (注意喚起情報)

⚠ この保険に係わる費用はつぎの合計となります

	項目	費用
契約締結時	ご契約の締結に必要な費用	「ご契約の締結に必要な費用」「ご契約の維持等に必要な費用」「死亡保険金に関する費用」がかかります。これらの費用は被保険者の契約年齢等により異なるため、表示しておりません。
保険期間中	ご契約の維持等に必要な費用	
外貨支払特約により保険金等を外貨でお受取になる場合	外貨の取扱いに必要な費用	保険金等のお受取を外貨で行なう場合、送金手数料、口座引出手数料等の費用が別途必要となる場合があります。また、当該費用は取扱金融機関によって異なります。
年金支払移行特約(I型)、新遺族年金支払特約、介護年金支払移行特約により年金をお受取になる場合	年金の支払管理等に必要な費用	年金額に対して 1.0% の範囲内で定める率*

*年金の支払管理等に必要な費用は、年金支払開始日に1.0%の範囲内で毎年の費用をT&Dフィナンシャル生命が定めます。なお、年金の支払管理等に必要な費用は年金支払開始日に定める率を用いるため、ご契約時には定まっておりません。また、年金の支払管理等に必要な費用は将来変更される可能性があります。

- ご契約から一定期間の解約払戻金額は、**一時払保険料を下回ります。**

⚠ 連動通貨組入特則を適用した場合は、以下にご注意ください。

- 死亡保険金額*、解約払戻金額*は、対象となる為替レートの変動により、**一時払保険料を下回る可能性があります。**

*外貨支払特約を付加した場合、外貨で受け取った金額を円貨に換算した金額と円貨で受け取った金額の合計額。

1 死亡保険金額の最低保証はありません(連動通貨組入特則を適用した場合)

連動通貨組入特則を適用した場合、死亡保険金額の最低保証はありません。

2 お申込の撤回またはご契約の解除(クーリング・オフ)をすることができます

申込者・契約者をご契約の申込日からその日を含めて8日以内(消印有効)であれば、T&Dフィナンシャル生命への書面(封書^{*1})での郵送によるお申出によりお申込の撤回またはご契約の解除(クーリング・オフ)をすることができます(募集代理店では受け付けできません)。お申込の撤回またはご契約の解除(クーリング・オフ)を行なった場合には、お申込みいただいた金額を全額お返しします。

- ① お申込の撤回等をする旨の文言
- ② お申込者(契約者)の氏名(自署)・住所
- ③ 申込書番号(申込書控の右上または右下に記載されています)
- ④ 返金先口座(金融機関名、支店名、預金種類、口座番号、口座名義人)^{*2}
- ⑤ お申込の撤回等の申出日

^{*1} お客さまの個人情報保護のために封書にてお送りください。
^{*2} ご入金をされている場合のみご記入ください。
 なお、返金先口座はお申込者(契約者)の本人口座に限ります。

〈書面(封書)の送付先〉
 〒105-0023
 東京都港区芝浦1-1-1
 T&Dフィナンシャル生命 契約課 行

〈お申出のご記入例〉

○年○月○日

返金先口座 普通 口座名義人 ○○○○*

××銀行 ××支店 ○○○○*

申込書番号 * * * * *

住所 ○○県○○市○○○* * * * *

申込者(契約者)名 ○○○○*

T&Dフィナンシャル生命保険株式会社 御中
 私は契約の申込の撤回を行ないます。

お申込の撤回またはご契約の解除(クーリング・オフ)の書面の発信時に死亡保険金のお支払事由が生じている場合には、お申込の撤回またはご契約の解除(クーリング・オフ)の効力は生じません。ただし、お申込の撤回またはご契約の解除(クーリング・オフ)の書面の発信時に、申込者・契約者が死亡保険金のお支払事由が生じていることを知っている場合を除きます。

法人や国・地方公共団体がご契約のお申込をした場合、お申込の撤回またはご契約の解除(クーリング・オフ)をすることはできません。

クーリング・オフ可能								クーリング・オフできません
1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	
▲ 申込日								

3 告知欄にはありのままを告知してください

ご契約にあたっては、被保険者の現在の職業等について契約申込書の『被保険者告知欄』でT&Dフィナンシャル生命がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくお知らせ(告知)ください。

契約申込書の『被保険者告知欄』には、被保険者ご自身でご記入*ください。T&Dフィナンシャル生命は、ご記入いただいた内容に基づいてご契約のお引受をするかどうかを決定します。

^{*}電磁的方法によるときは、告知画面または申込画面に被保険者ご自身でご入力ください。

告知受領権は生命保険会社が有しています。三菱UFJ銀行の担当者(保険販売資格をもつ募集人)は告知受領権がなく、三菱UFJ銀行の担当者に口頭でお話されても告知していただいたことにはなりませんのでご注意ください。

T&Dフィナンシャル生命の確認担当職員またはT&Dフィナンシャル生命で委託した確認担当者が、ご契約のお申込後または保険金等のご請求の際、ご契約のお申込内容またはご請求内容等についてご確認させていただく場合があります。

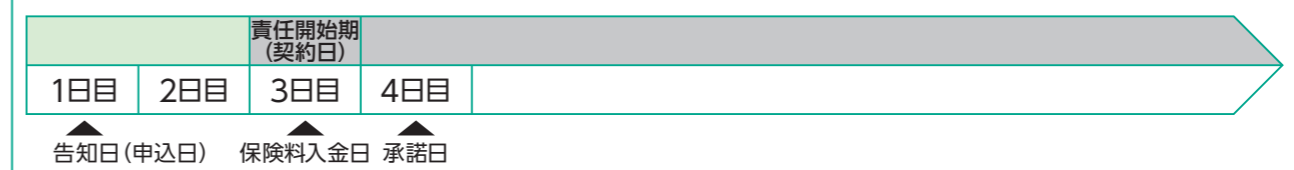
告知いただくことからは、契約申込書の『被保険者告知欄』に記載してあります。もし、これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、契約日から2年以内であれば、T&Dフィナンシャル生命は「告知義務違反」としてご契約を解除することがあります。なお、契約日から2年を経過していても、保険金等の支払事由等が2年以内に発生していた場合には、ご契約を解除することがあります。

4 T&Dフィナンシャル生命が承諾した場合、一時払保険料相当額の受取と告知が完了した時からご契約上の責任を開始します[責任開始期と契約日]

T&Dフィナンシャル生命がお申込みいただいたご契約の引受を承諾した場合、一時払保険料相当額の受取と告知がともに完了した時からご契約上の責任を開始します。契約日はT&Dフィナンシャル生命の責任開始の日となります。

三菱UFJ銀行の担当者(保険販売資格をもつ募集人)は、お客さまとT&Dフィナンシャル生命のご契約締結の媒介を行なう者で、ご契約締結の代理権はありません。したがって、ご契約は、お客さまからのご契約のお申込に対してT&Dフィナンシャル生命が承諾したときに有効に成立します。

イメージ図(告知の後に保険料を入金した場合)



5 つぎのような場合には、死亡保険金をお支払いできないことがあります

- 告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約が告知義務違反により解除となった場合
- 死亡保険金を詐取する目的で事故を起こしたとき(未遂を含む)や、契約者、被保険者、死亡保険金受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき等の重大事由により、ご契約が解除となった場合
- ご契約の締結に際しての詐欺行為により、ご契約が取り消された場合や、死亡保険金の不法取得目的により、ご契約が無効となった場合(この場合、払い込まれた保険料は払い戻しません)
- 死亡保険金の免責事由に該当した場合
(例えば、契約日からその日を含めて2年以内に被保険者が自殺した場合や契約者・死亡保険金受取人の故意によって被保険者を死亡させた場合等)
- その他死亡保険金をお支払いできない場合について、**くわしくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。**

6 解約払戻金額は、お払込保険料を下回ることがあります

解約払戻金額は、T&Dフィナンシャル生命の定める方法に基づいて、経過した年月数により計算されます。お払込みいただいた保険料の一部は保険金のお支払やご契約の締結・維持・管理等に必要な経費にあてられるため、ご契約から一定期間の解約払戻金額は**一時払保険料を下回ります。**

解約払戻金額は、死亡保険金額を上限とします。

⚠ 連動通貨組入特則を適用した場合は、以下にご注意ください。

●解約払戻金額*は、対象となる為替レートの変動により、**一時払保険料を下回る可能性があります。**

^{*}外貨支払特約を付加した場合、外貨で受け取った金額を円貨に換算した金額と円貨で受け取った金額の合計額。

7 生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、保険金額等が削減されることがあります

- 生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、保険金額等が削減されることがあります。
- T&Dフィナンシャル生命は、生命保険契約者保護機構に加入しております。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により保険契約者保護の措置が図られることがあります。ただし、この場合においても保険金額等が削減されることがあります。
- **くわしくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。**

8 この保険は生命保険であり、預金ではありません

この保険は、T&Dフィナンシャル生命を引受保険会社とする生命保険ですので、預金とは異なり元本保証はありません。また、預金保険制度の対象ではありません。

9 現在のご契約を解約・減額することを前提に、新たなご契約のお申込をされる場合、契約者にとって不利益になる場合があります

現在T&Dフィナンシャル生命または他社等でご加入されているご契約を解約または減額するときには、一般的につきの点について、契約者にとって不利益となることがあります。

- 解約払戻金は、お払込保険料の合計額より少ない金額となる場合があります。特にご契約後短期間で解約された場合の解約払戻金は、まったくないかあってもごくわずかの場合があります。
- 一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権等を失なう場合があります。
- 新たにお申込のご契約について、被保険者の職業等によりお断りする場合があります。
- 現在ご加入されているご契約を解約された場合、一度解約されたご契約は元に戻すことはできません。また、現在ご加入されているご契約を減額された場合、元の契約に戻す(復旧)取扱に制限を受けることがあります。
- 保険料の基礎となる予定利率等は、現在のご契約と新たなご契約とで異なる場合があります。例えば、新たなご契約の予定利率が現在のご契約の予定利率より低い場合、通常、主契約等の保険料が高くなります。

※保障の見直しにあたっては、契約転換制度を利用する方法や増額・中途付加をする方法等もありますので、あわせてご確認ください。

10 この保険にはつぎのようなリスクがあります

ご契約から一定期間の解約払戻金額は、**一時払保険料を下回ります。**

連動通貨組入特則を適用した場合は、以下にご注意ください。

- 死亡保険金額*、解約払戻金額*は、対象となる為替レートの変動により、**一時払保険料を下回る可能性があります。**

*外貨支払特約を付加した場合、外貨で受け取った金額を円貨に換算した金額と円貨で受け取った金額の合計額。

11 つぎのような場合、お申込はお取扱いしておりません

保険料を借入金で調達した場合は、解約払戻金額等が借入金および借入金に係る利子の合計額を下回り、借入金等の返済が困難になることがあります。したがって、お払込保険料に充当するための借入を前提としたお申込はお取扱いしておりません。

「介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)」などに入所中または入所予定の被保険者のお申込はお取扱いしておりません。

12 税金のお取扱について

払込保険料
お払込みいただいた保険料は、お払込みいただいた年の生命保険料控除の対象となります。

解約払戻金
解約払戻金と払込保険料の差額(解約差益)に対し、所得税(一時所得)および住民税が課税されます。

死亡保険金

契約例			課税のお取扱
契約者	被保険者	死亡保険金受取人	
本人	本人	配偶者	相続税
本人	配偶者	本人	所得税(一時所得) + 住民税
本人	配偶者	子	贈与税

※契約者(=保険料負担者)と被保険者が同一人で、死亡保険金受取人が相続人の場合、相続税法第12条の適用により、他の死亡保険金等と合算して、「生命保険金の非課税枠(500万円×相続税法で定める法定相続人数)」まで非課税となります。

年金(介護年金支払移行特約、年金支払移行特約(I型)、新遺族年金支払特約を付加した場合)
年金は所得税(雑所得) + 住民税の対象となります。

※介護年金支払移行特約を付加した場合、死亡一時金は相続税法第12条が適用されません。

生存給付金(生存給付金支払移行特約を付加した場合)
契約者と生存給付金受取人の関係によって課税のお取扱が異なります。


契約例	課税のお取扱
契約者と生存給付金受取人が同一の場合	所得税(雑所得) + 住民税
契約者と生存給付金受取人が異なる場合	贈与税*


*以下の場合、贈与した生存給付金が相続税の課税価格に加算されます。

契約者からの贈与について、生存給付金受取人が「相続時精算課税制度」を選択していた場合。
(この場合、毎年110万円の基礎控除はなく、2,500万円の特別控除を超えた額に対して20%の贈与税を納付します。この制度で納付した贈与税は、相続時に相続税から控除できます。)

「相続時精算課税制度」を選択していない生存給付金受取人が、契約者の相続により遺産を取得した場合で、相続開始前3年以内に受け取った生存給付金。

	暦年課税	相続時精算課税
贈与者	制限なし	贈与の年の1月1日において60歳以上の親または祖父母
受贈者	制限なし	贈与の年の1月1日において20歳以上の子または孫
選択変更	相続時精算課税への変更可能	一度選択すると暦年課税へは変更不可
贈与税の計算	(1年間の受贈財産の合計価額 - 110万円) × 税率 - 控除額	(受贈財産の合計価額(累計) - 2,500万円) × 税率20%

 相続人でない孫が生存給付金を受け取り、他者が死亡一時金を受け取った場合は、孫が相続により遺産を他に取得していなければ相続開始前3年以内に受け取った生存給付金は相続税の課税対象となりません。しかし、相続人でない孫が生存給付金と死亡一時金を受け取った場合、相続開始前3年以内に受け取った生存給付金は相続税の課税対象となります。さらにこの場合、孫は相続人でないため相続税の非課税の取扱を受けることができないことに加え、相続税が2割加算されます。

 **くわしくは、「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。**また、税制については2019年4月現在の内容について記載しておりますが、今後変更される可能性がありますのでご注意ください。個別の税務等詳細についてはお近くの税務署にご確認ください。

13 苦情・相談窓口について

- 生命保険のお手続きやご契約に関する苦情・相談につきましては、つぎのお問合せ先へご連絡ください。

お問合せ先

T&Dフィナンシャル生命 お客様サービスセンター

受付時間 9:00~17:00 (土・日・祝日等を除く)

 **0120-302-572**

- この商品に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。
(一社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。

ホームページアドレス

<https://www.seiho.or.jp/>

生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

※お問合せ先については、(一社)生命保険協会のホームページでご確認いただくか、T&Dフィナンシャル生命お客様サービスセンターまでご照会ください。

14 保険金等のお支払について

- お客さまからのご請求に応じて、保険金等のお支払を行いませんので、保険金等のお支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、すみやかにT&Dフィナンシャル生命お客様サービスセンター(TEL:0120-302-572)にご連絡ください。
- お支払事由が発生する事象、ご請求手続き、保険金等をお支払いする場合またはお支払いできない場合については、「ご契約のしおり・約款」・T&Dフィナンシャル生命ホームページにも記載しておりますので、あわせてご確認ください。
- T&Dフィナンシャル生命からのお手続きに関するお知らせ等、重要なご案内ができないおそれがありますので、契約者のご住所等を変更された場合には、必ずご連絡ください。
- 保険金等のお支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金等のお支払事由に該当することがありますので、ご不明な点がある場合等にはご連絡ください。

15 予定利率について

- 予定利率は毎月2回(1日と16日)設定され、お申込から契約日の間に予定利率が変更となった場合、変更後の予定利率が適用されます。
- 予定利率は保険金額等を計算する際に基準となる利率のことをいいます。払込保険料が予定利率でそのまま複利運用されるものではありません。